

知立市準用河川占用料条例の一部を改正する条例_新旧対照表

(議案第17号、参考資料)

改正後				改正前			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用の種類	区分	単位	占用料	占用の種類	区分	単位	占用料
柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>990</u>	柱類を設置する場合	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>950</u>
	第2種電柱		1,500		第2種電柱		1,500
	第3種電柱		2,000		第3種電柱		2,000
	第1種電話柱		<u>880</u>		第1種電話柱		<u>850</u>
	第2種電話柱		1,400		第2種電話柱		1,400
	第3種電話柱		1,900		第3種電話柱		1,900
	その他の柱類		<u>88</u>		その他の柱類		<u>85</u>
管類を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>37</u>	管類を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	<u>36</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>53</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>79</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>160</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150</u>
	外径が0.3メートル以上		<u>210</u>		外径が0.3メートル以上		<u>200</u>

改正後					改正前				
		上0.4メートル未満のもの					上0.4メートル未満のもの		
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			
		外径が1メートル以上のもの				外径が1メートル以上のもの			
橋りょう、通路及び暗きょを設置する場合		1平方メートル1年につき	180	橋りょう、通路及び暗きょを設置する場合		1平方メートル1年につき	180		
その他河川区域を占用する場合		1平方メートル1年につき	250	その他河川区域を占用する場合		1平方メートル1年につき	250		
備考 略					備考 略				

※下線は、実際に改正のある箇所にのみ引いてあります。